随意契約理由書

件			名	令和6年度御崎Uビル電話交換設備保守業務
契	約の	相手	方	NECプラットフォームズ株式会社 関西支社
根	拠	法	令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随意契約の理由				
電の当でがま年者:	配話機対 即時設り、 あり、 とた、に なた、に だけで	器に不見 応を維加 が が が が が が が が が が が あ い た の お り る り る り る り お り う り う り う り う り る う り る う る う る う る う	具めきの料庁が	崎Uビルの電話交換機及び周辺機器の維持管理業務である。 が生じた場合、市民や関係事業者等との電話応対などの業務に著しい支障を来すため、緊急時保守、点検業務は必要不可欠である。 理を円滑に運用していくには、当市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠製造メーカー・設備施工業者である日本電気株式会社以外では、設備についての知識やノウハウス手において調達・設定することができない。 今外の設置電話に対して、これらの日本電気株式会社が行う電話交換機設備保守業務は、令和6フォームズ株式会社に引き継がれることが決まっているため、当該業務を履行できるのは上記業上記業者との特命随意契約を締結する。
担 (当 問 合	部 せ 先	署	交通局経営企画課 (電話番号 078-984-0103)